

# 川崎休日急患診療所及び幸休日急患診療所の市役所北庁舎への 移転複合化（案）について、御意見を募集します

資料3

川崎市は、市役所北庁舎の本格活用に向けて、川崎休日急患診療所及び幸休日急患診療所を市役所北庁舎へ移転複合化する方向性（案）を取りまとめ、2月17日～3月19日まで市民の皆様から広く意見を募集いたします。

本市では、市民の休日における初期救急医療を確保するため、昭和51（1976）年に市内ではじめて休日急患診療所を開設して以降、各区1か所体制を整備してきました。

現在、施設の老朽化への対応が必要となっているほか、利用者の減少など市民の受療行動の変化や、働き方改革など医療を取り巻く環境も変化している中でも、市民の安心・安全に資する施設としての役割は継続しており、より効率的・効果的な運営が求められています。

このような状況を踏まえ、休日急患診療所の機能や老朽化対策、効率的・効果的な運営手法などの観点から、休日（夜間）急患診療所の今後の方向性に係る全体方針（案）を次のとおり公開し、市民の皆様からの意見を受付けます。

## 1 意見募集の期間

令和8（2026）年2月17日（火）から令和8（2026）年3月19日（木）まで

※郵送の場合は、締切日当日の消印まで有効です。

※持参の場合は、土休日を除く、8時30分～正午、13時～17時15分の時間帯でお持ちください。

## 2 意見提供方法

次のいずれの方法で意見をお寄せください。意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

### （1）専用フォームによる提出

市ウェブサイト（「意見を募集している政策等」のページ）から専用のフォームを使って送信してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/350/0000184197.html>



市ウェブサイト

### （2）郵送、FAX、持参による提出

郵送及び持参先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎13階  
健康福祉局保健医療政策部地域医療課

FAX：044-200-3934

### 《注意事項》

- 電話や来庁による口頭での御意見等はお受けできませんので御了承ください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ウェブサイトで公表します。
- 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に管理します。

## 3 資料の閲覧場所

川崎市ウェブサイト「市政情報」の中の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。  
<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/350/0000184197.html>

また、以下の場所にて御覧いただけます。

各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、  
かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、  
健康福祉局保健医療政策部地域医療課（川崎市役所本庁舎13階）  
各休日（夜間）急患診療所（市内7か所）